第十九条第五項中「すべて」を「全て」に改め、同項第一号中「受益証券（以下」の下に「この項及び次項において」を加え、「当該各銘柄の有価証券等にその募集に応じる者が発行した株式又はその親会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第四号に規定する親会社をいう。次項第一号イにおいて同じ。）が発行した株式が含まれる場合には、当該募集に応じる者は当該株式に代えて当該株式に相当する金銭（評価額により算出したものに限る。）及び当該株式を当該投資信託財産において取得するため必要な経費に相当する」を「次のイ又はロに掲げる場合には、当該イ又はロに定める」に改め、同号に次のように加える。

イ　当該各銘柄の有価証券等に、その配当落ち又は権利落ち後、当該配当を受け又は当該権利を取得することができる者が確定する日又はその前営業日に取得の申込みに応じて受益証券の受渡しが行われることとなる有価証券（株券又は投資証券に限る。以下イにおいて同じ。）が含まれる場合　当該受益証券の受渡しが行われることとなる有価証券に相当する金銭（評価額により算出したものに限る。）及び当該有価証券を当該投資信託財産において取得するために必要な経費に相当する金銭

ロ　当該各銘柄の有価証券等に、その募集に応じる者が発行した株式又はその親会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第四号に規定する親会社をいう。次項第一号イにおいて同じ。）が発行した株式が含まれる場合　当該株式に相当する金銭（評価額により算出したものに限る。）及び当該株式を当該投資信託財産において取得するため必要な経費に相当する金銭

第十九条第六項中「すべて」を「全て」に改め、同項第一号中「それぞれに掲げる」を「それぞれに定める」に、「できる」を「でき、次のハに掲げる場合には当該ハに定める部分に限っては、金銭を交付することができる」に改め、同号に次のように加える。

ハ　当該有価証券に、その配当落ち又は権利落ち後、当該配当を受け又は当該権利を取得することができる者が確定する日に交換の申込みに応じて受益証券の受渡しが行われることとなる有価証券（株券又は投資証券に限る。以下ハにおいて同じ。）が含まれる場合　当該受益証券の受渡しが行われることとなる有価証券の評価額に相当する部分

第十九条第八項中「すべて」を「全て」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「前三項」を「前五項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項の次に次の二項を加える。

7　令第十二条第四号イに定める受益証券の取得は、金銭の額とその運用の対象とする上場有価証券等（同条第一号イに規定する上場有価証券等をいう。次項において同じ。）の評価額との合計額をもって、それに相当する一定口数の受益証券を取得するものであることとする。

8　令第十二条第四号ロに定める受益証券とその投資信託財産に属する金銭又は上場有価証券等との交換は、次に掲げる要件の全てを満たして行うものとする。

一　当該投資信託財産に属する金銭の額と上場有価証券等の評価額との合計額をもって、それに相当する一定口数の受益証券と交換するものであること。

二　受益者より交換の請求があった場合には、当該投資信託の委託者は受託者に対し、当該請求に係る受益証券と、その投資信託財産に属する金銭又は上場有価証券等のうち、当該投資信託財産に対する持分に相当するものとの交換を行うよう指図すること。

第二十一条第二項中「及び第百四十九条の十三第一項」を「、第百四十九条の十三第一項及び第八十四条第一項において準用する会社法第二百十条」に改め、「並びに法」の下に「第八十八条の二十三第一項において準用する会社法第八百二十八条第一項（第四号に係る部分に限る。）」を、「同項」の下に「第四号」を加える。

第二十二条第一項中第七号を第八号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四　店頭デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引をいい、当該取引に係る条件が金融商品取引所の規則又は金融商品取引清算機関（同条第二十九項に規定する金融商品取引清算機関をいう。）の業務方法書に定める取引に係る条件と同様のものに限る。）に係る権利

第二十二条第二項第二号中「いう」を「いい、前項第四号に掲げるものを除く」に改め、同項第四号中「前項第五号」を「前項第六号」に改め、同項第六号中「前項第六号」を「前項第七号」に改め、同項第七号中「前項第七号」を「前項第八号」に改める。

第二十三条に次の一項を加える。

3　投資信託委託会社は、投資信託財産についてその受益証券の取得の申込みの勧誘が公募の方法により行われた場合にあっては、第一項各号に掲げる事項を記載した書面を作成し、これを法第十三条第一項に規定する受益者（令第十九条第一項に規定する者を除く。以下この項において同じ。）に交付することに代えて、法第十三条第一項各号に掲げる取引が行われた後、遅滞なく、当該事項を公告し、かつ、当該事項を記載した当該取引が行われた後最初に到来する作成期日（法第十四条第一項に規定する作成期日をいう。第二十五条の三及び第二百四十八条第三項において同じ。）に係る法第十四条第一項に規定する運用報告書を法第十三条第一項に規定する受益者に対して交付することができる。

第二十四条第四項中「第二十二条第一項第六号」を「第二十二条第一項第七号」に改め、同条第五項中「第二十二条第一項第七号」を「第二十二条第一項第八号」に改める。

第二十五条の次に次の二条を加える。

（電磁的方法）

第二十五条の二　法第十四条第二項（法第五十四条第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。第一号イにおいて同じ。）に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイからニまでに掲げるもの

イ　提供者等（提供者（法第十四条第二項により同条第一項の運用報告書に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を提供しようとする者をいう。以下この条において同じ。）又は提供者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを提供先（記載事項を提供する相手方をいう。以下この条において同じ。）若しくは提供者の用に供する者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機と提供先等（提供先及び提供先との契約により顧客ファイル（専ら当該提供先の用に供せられるファイルをいう。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて記載事項を送信し、提供先等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ　提供者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて提供先の閲覧に供し、提供先等の使用に係る電子計算機に備えられた当該提供先の顧客ファイルに当該記載事項を記録する方法

ハ　提供者等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて提供先の閲覧に供する方法

ニ　閲覧ファイル（提供者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであって、同時に複数の提供先の閲覧に供するため記載事項を記録させるファイルをいう。次項において同じ。）に記録された記載事項を電気通信回線を通じて提供先の閲覧に供する方法

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

2　前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一　提供先が閲覧ファイル又は顧客ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二　前項第一号イ、ハ又はニに掲げる方法（提供先の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記載事項を記録する方法を除く。）にあっては、記載事項を顧客ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を提供先に対し通知するものであること。ただし、提供先が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。